

幕末期の江戸情報の流布

六

後藤重巳

一、はじめに

嘉永六年（一八五三）六月二十六日、肥後藩老臣の長岡監物は容は、参勤在府中の同藩物頭都築四郎に宛てた肥後からの米船渡来に関わる所感を述べた書簡のなかで、

（上略）異船到着ニ付てハ、急速御出張有之たる由、彼是御心配之程察入候、当年ハ、必定参候儀は、顯然たる事ニ而、可驚事ニも無之候へども、天下之人心兎角戦争といへば、昔ばなしと心得今日にあるべくとハ不存、唯々泰平をのみ唱え候処より現ニ異船参候得ハ、俄ニ驚候儀さりとハ氣之毒千万ニ候（下略）^①。（傍点筆者）と申し送っている。

周知のように、嘉永六年の米使ペリーの来航は、オランダ風説によつて既に前年に判明していた事実であり、幕閣はじめ主要藩関係者は「必定参候儀」との認識があった。

しかし、翌二十七日に豊後岡藩の小河弥右衛門一敏が、肥後藩士荻角兵衛宛に送った書簡冒頭では、或云大事の思案ハ軽くせよとの一言をおもひ出し、如斯ニテ候、穴かしこ、

極々機密得貴意申候、然は近年毎々異国船渡来、真之情実ハ我々輩之可存事ニ無之候得共、何ともいたせ往々氣遣敷事ニて、当路之御方々嗚々御配慮も可有御座、即而は何方ニても海防諸策之論、数多承及候事ニ御座候（下略）^②。（傍点筆者）

などと、最新の異国船渡来情報の不足を嘆きながら、以下で国内における「海防」論隆盛の様子と自己の所見を披瀝している。一敏は、ペリー来航予定や事実を既に巷聞しながらその詳細な情報の欠如に、やや焦燥しているのである。

このように、幕末期の中央情報の地方流布は、地域により濃淡の色合を持ちはしたが、秘すべき重要な情報が、様々の形で遺漏していたことが知られる。

ペリー来航を契機に、わが国では幕府祖法とされ続けた鎖国政策が崩壊し、内政も急速に変質して行く。特に、安政期は、日米修好通商条約の締結をめぐる朝幕関係の確執は、やがて安政の大獄・桜田門外の変となり、幕権衰退の転機となった。

このような時期、中央情報がどのような形で地方（諸藩）に流布していくのかを事例的に眺めようとするのが、本稿の目的である。

なお、本稿は、先行する三小論と深い脈絡を持つものである。^③

注 ①『改訂肥後藩国事史料』第二卷所収「男爵安場家文書」

②右同所収「萩文書」

③後藤重巳「外様小藩における勤王動向」—豊後岡藩の事例—『日本歴史』第四四三号、昭和六十年四月。

同 「幕末期における長崎情報の伝達」『史学論叢』第二十号、平成二年二月。

同 「幕末期における京都情報の流布」『別府大学紀要』第三十八号、平成九年二月。

二、「幕末期の江戸・京都事情」の概要

幕末期の豊後岡藩藩校「由学館」には、唐橋世濟・田能村竹田・伊藤鏡河・小河一敏・伊藤樵溪らが教授陣として教鞭をとっていた。唐橋は、「君山」と号し、「娛息齋」の名で知られる江戸中末期の狂詩家でもあり、田能村は、日本文

人画に新境地を開いた画家として国内に顕れ、小河は、東九州地域には珍しい行動派の勤王運動で周知される人物であった。¹⁾ また、世濟・竹田・鏡河らは『豊後国志』の編纂で知られる。

伊藤鏡河とその子樵溪は、ともに藩校由学館の教授であったが、父鏡河の家督を承けた樵溪は、出藍の誉れと評価されようが、この一連の小稿の意図するところは、まさに彼の周辺に焦点が当てられるものである。

樵溪は、伊藤鏡河の子息で、幼名を熊一郎、通称輔世、字を孟徳と呼び、樵溪はその号であった。父鏡河の感化に加えて長じて田能村竹田や角田九華らに師事、文政期のはじめに由学館の句読師、のち司業となった。

父没後の文政十三年に家督を継ぎ、組頭格・先手物頭を経て、嘉永三年に江戸留守居格に進み、更に学館助教・近習物頭・藩主世子の侍講も勤め、万延元年九月に、七十歳で死没した。²⁾ 彼は、在勤中、藩主に同行、しばしば江戸に出て、様々な学者と親交を持ったと云う。

豊後の岡藩では、幕末期嘉永以降に藩主に在位したのは、中川久昭(天保十一年〜明治二年)で、彼は伊勢津藩藤堂家からの入養子であった。久昭は藩主就任の翌十二年、惣奉行柳井藻次郎らを、急進派の由をもって排斥した。おそらくは、出身の佐幕派藤堂家などの志向に添ったものと考えられるが、いわゆる「七人衆の変」と呼ばれたこの勤王派排斥事件では、柳井のほか、小河一敏・田近儀左衛門らが藩政の中枢から排除された。

この内、小河一敏はその後同藩における急進的な勤王論者として、顕著な行動をおこす人物であり、その行動は、嘉永六年のペリー来航以来、顕在化する。³⁾

周知の如く、わが国では嘉永六年のペリー来航以来、国情が急激に変化し、日米和親条約・修交通商条約の締結を経て安政の大獄などの国事問題に直面する。

藩主久昭は、天保十一年十二月に家督を相続、翌十三年五月に岡に初入り、翌十四年六月に出府、弘化元年六月帰国、二年四月出府、三年・四年は在府し、以降嘉永期は順調に参勤交代したが、安政元年は帰国が許されず在府、二年

四月下国、三年五月下国、四年七月出府、五年四月下国、六年三月出府となる。

今ここに取り上げようとする問題は、この安政期の中央事情が、どのような形で岡の藩表に伝達されるのかと云う点であり、従来、さして関心が持たれなかった問題である。

勿論、参勤交代による藩主の移動に伴って、中央のかんりの質量の情報もたらされたことは疑うべくもないが、これまで、それらの情報を含めてその流布伝達の実態は明らかではなかった。

近時、これら情報のソースや流布の経路について、やや詳細な様子が分かりはじめたので、以下、検討を加えたいと思うものである。

ここで対象にする中央情報とは、安政五年六月から八月期にわたる極く限定された期間内の国事情報である。この情報は、当時、在江戸の各種の筋から、豊後岡表にもたらされたものが、伊藤樵溪の手によって集約されたものであり、既報の京都情報とともに「幕末期江戸・京都事情」に収録されている。^④

本書に収められる史料のうち、前半に相当する部分は、主として京都からの情報でありその詳細については、先稿で検討した。^⑤

本稿では、残る江戸関係の情報を中心に検討したいと思う。

「幕末期江戸・京都事情」の内、この本稿で対象になる部分の全項目を一覧すると以下の如くである。

- ① 戊午六月二十五日出 江戸ヨリ之書簡 八月二日岡達 要文抜書
- ② 七月十一日月並飛脚 八月十三日岡達
- ③ 七月十八日江戸出差込 八月十九日岡達
- ④ (京都の風聞書) 七月二日付 八月二十二日岡達
- ⑤ 戊午八月九日江戸出差込 同二十四日岡達

- ⑥ 七月二十五日江戸月並飛脚 八月二十九日岡着来書之内、七月十二日御沙汰書
熊本何某より鶴崎何某ニ来状写
- ⑦ 「遠山某之書状」内
- ⑧ 八月九日出江戸来書之内
- ⑩ 「戯作」(あつま吉原言葉・白骨の御文章・口上)
- ⑪ 安政五年七月十一日出 八月九日夕相達候差込便
- ⑫ 安政五年七月下村市之丞大坂へ参り居候節 宿元元申遣ス書翰之内抜書
- ⑬ 安政五年八月四日御使簡役より書簡 同二十七日夜達ス
- ⑭ 安政五年八月九日夜認候森田綱左衛門より 伊藤貞介への差込書簡
- ⑮ 安政五年八月九日差込便江戸表より書簡
- ⑯ 安政五年八月九日差込の節記録方来状
- この目次項目は、先稿において行なつた配列とやや異なる部分がある。⁶⁾
これら項目の内容について、その記述形式について例記すれば、次の如くである。
- ①の「六月二十五日出 江戸ヨリ之書簡」の全文

前略

佐倉侯御帰府後御大老成、其後京都より御左右次第、十八日御養君御弘メ可成筈之処延着、其内十三日ニ亜船浦賀入津、仮条約調印相届候由、御役人方も押ス押サヌ之御相談不相決、二十三日ニ是非御養君御弘メ可相成御模様之ところ、京都御模様故哉俄ニ御評議替と申事、第一亜人調印も無余儀相済、諸大名惣登城御達書有之、不相替秘物云々(中略)、是ハ二十三日之事に御座候、佐倉侯上田侯へ前日まで御用御取扱之処、最早御用御取

扱ニ不及との御同列御状来候由、御引込、二十三日御役御免御代り三人之内、太田道猷様ハ乱髪之処、即日俗体
備後守と御更名、其余表向相頭候義ハ方略仕候、さて御養君御用懸り久世様ニ成申し候、昨今風説ハ、一橋家
ニ相成、水府老公補佐御城へ御逗留可相成など申候、如何ニ可相成事ヤ大混雜仕候、異船も浦賀沖え二十艘相見
候へ共、町家通達のみ而奉行よりの注進ハ不来など申候云々(下略)、

一、風説書

六月十七日申刻頃、武州小柴沖へアメリカ船壹艘入津申立、

○今度イギリス・ロシア兩國唐国と戦争之処、兩國勝利相成ニ付、右引払、ロシア・トルコ四ヶ国一同江戸近
海へ乗入、尤四ヶ国とも拾艘ツツ罷越す之趣注進、

六月十八日、御勘定奉行永井玄蕃頭・在府之長崎奉行岡部駿河守・同下田奉行井上信濃守・函館奉行堀織部正
御目付岩瀬肥後守、津田半三郎出張被仰付候、

同二十二日、京都御守衛、大坂御警衛、江戸御固メ増並繰替被仰渡、

「幕末期江戸・京都情報」の記述内容には、以上のようないわば「実記」的な記録とともに、若干の「落書」や「戯
作」・「狂首」の類が見られ、このほか、安政五年夏季に大流行したコレラに関わる詳細も伝えている。このコレラ流行
の事態を伝える記事内容では岡藩江戸詰め関係者の病死の詳しい報告が見られ、これらの記事が、明らかに岡表への情
報意図の基に書かれたものであることが知られる。

井伊直弼が大老職に就任したのは、安政五年四月二十三日のこと、以降、ここで対象となる同年四月から七月に至る
期間の国内主要国事関係年表を拾うと以下の通りである。^①

四月二十五日 幕府、三家以下諸大名に、条約調印の勅書を示し、意見を問う。

五月 一日 徳川慶篤・慶恕ら、条約調印反対を答申。

- 同 二日 直弼、松平慶永に継嗣を慶福に内定するを告げ、協力を乞う。
- 同 同 堀田閣老、ハリスと条約調印を七月二十七日と協定。
- 同 三日 徳川齊昭、条約調印反対を答申。
- 同 六日 大目付土岐頼旨・勘定奉行川路聖謨ら左遷。
- 同 同 堀田正睦、ハリスに条約調印の早期締結の不可を伝える。
- 同 十三日 米艦ミシシッピー長崎入港。
- 同 十五日 幕府、条約調印延期の旨を奏覧。
- 同 二十日 目付鶴殿長鋭左遷。
- 六月 二日 幕府、將軍継嗣を慶福とするの朝裁を乞う。
- 同 九日 徳川齊昭、外交問題に関し、質疑十四ヶ条を幕府に提出。
- 同 十三日 米艦隊ミシシッピー下田入港、東西動静をハリスに報告。
- 同 同 ロシア艦ブチャーチン下田入港。
- 同 十七日 ハリス、米艦で下田より小柴沖に回航。
- 同 十九日 日米修好通商条約調印。
- 同 二十一日 条約調印を奉奏。老中堀田正睦・松平忠固の登営を禁ず。
- 同 二十二日 幕府、在府諸大名に条約調印を告知。
- 同 同 一橋慶喜・田安慶頼ら登城して無断調印を詰責。
- 同 二十三日 堀田正睦・松平忠固ら老中罷免。太田・間部・松平乗全ら老中就任。
- 同 二十四日 徳川齊昭・慶篤・慶恕ら不時登城して、無断調印を詰責。

同 二十五日 幕府、將軍繼嗣を紀州慶福に決定するを公表。

同 二十六日 老中間部詮勝、条約調印経緯説明のため上京。

同 二十七日 直弼、京都九条閔白に条約調印の経緯と徳川斉昭の処罰の決意を告ぐ。

七月 四日 ロシア使節プチャーチン神奈川に上陸、芝真福寺に入る。

同 五日 徳川斉昭に急度慎、慶恕・松平慶永に隠居・急度慎を命ず。

同 六日 將軍家定死去、(発喪、八月八日)

同 九日 幕府、間部の上洛予定を京都に通知。

同月 七月内に、オランダ・ロシア・イギリスと修好通商条約調印。

この時期、岡藩主中川久昭は、同年三月八日に江戸を発ち、四月十三日に岡着、翌六年二月朔日迄在国の後、二日に岡を出入、参勤の途についている^⑧。

つまりこれらの情報は、藩主在国中の江戸情報となるものである。

注 ①後藤「外様小藩における勤王動向」。

②「幕末期における京都情報の流布」。

③①に同じ。

④「幕末期江戸・京都事情」仮題。

⑤②『別府大学紀要』第三十八号、平成九年二月。

⑥目次^⑩は、先稿では「戯作」「あづま吉原言葉」「京都出火 白骨御文章」に三分したが、ここでは「戯作」に一括した。

⑦吉田常吉『井伊直弼』所収年表。『維新史料綱要』第三卷参照。

⑧ 『中川史料集』所収年表参照。

三、江戸情報の内幕 I

さて先に例示した六月二十五日、江戸発信の書簡に述べられる内容は、如何なる社会事情に比定されるのであろうか。先に掲げた関係年表と対比してみる。

条約勅許を得るため、上京していた堀田正睦が、不首尾な交渉の結果を抱いて江戸に帰還したのが安政五年四月二十日のこと、井伊直弼が大老に就任したのは、その三日後の二十三日であった。幕府では、当時、將軍継嗣候補として、一橋慶喜・徳川慶福の二人をめぐる激しい擁立運動が展開されていたが、最終的には紀州派の慶福に落着、この継嗣決定公表は、当初、六月十八日と予定されていた。しかし、京都からの返答（継嗣朝裁の要請に対する）未到着を理由に、公表を延期する政策をとった。^⑩ 十七日には、米領事ハリスが、米艦で下田から小柴沖に回航、五月時点で堀田とハリス側で協定していた条約調印の期日七月二十七日を、急遽早め、六月十九日に調印、二十一日にこれを奉奏、翌二十二日に在府諸大名に告知した。ついで二十三日には、堀田正睦・松平忠固ら老中を罷免、太田資始（道猷）・間部詮勝・松平乗全らが老中に就任という大展開があった。^⑪

これらの経緯は、先に掲示のこの「六月二十五日出書簡」にほぼ認められ、

佐倉侯（堀田正睦） 上田侯（松平乗全） ハ、前日まで御用御取扱之処、最早御用御取扱ニ不及との御同列御状来候由、御引込、御役代り三人之内、太田道猷（資始）様ハ乱髪之処即日俗体（下略）、
などの記事によって証される。

將軍継嗣の決定・公表は、六月二十五日であったが、ここに示した岡表宛の書簡は、この日の発信となっており、この継嗣決定公表の重大情報は、まだ盛込まれていなく、

さて、御養君御用懸り久世様ニ成申し候、昨今風説ハ一橋家ニ相成、水戸老公補佐、御城へ御逗留可相成など申候如何ニ可相成事ヤ 大混雜仕候 (下略)

との推測的情報がみえる。

これは、將軍繼嗣に、一橋派の慶喜擁立への希望的観測が込められているものと考えられる。水戸斉昭の登城御逗留云々とは、二十四日、斉昭・慶篤らが、不時登城して無断調印の詰責と將軍繼嗣の南紀派反対の陳情に関して述べたものであろう。

一方、同信の「風説書」には、ハリスが米艦に乗じて、小柴沖へ進んだ事実^⑤、「今度イギリス・ロシア兩國唐国と戦争云々」は、ハリスが、同月十三日に米艦ミシシッピー、十五日にポーハタン、十六日にロシア艦でプチャーチンが下田に入港、英国・仏国の連合軍が対清戦争に大勝したと云う情報を得、日米通商条約締結の先行を有利に導くため、清国敗戦の情報を表面に掲げたことを意味し^⑥六月十八日の「御勘定奉行云々」は、このハリスの動きに対応するために、幕府は、下田奉行井上清直 (信濃守) ・目付岩瀬忠震 (肥後守) を汽船觀光丸で神奈川沖の米艦隊に派遣、ハリスと面会させ、また在府中の函館奉行堀利熙 (織部正) ・勘定奉行永井尚志 (玄番頭) ・目付津田半三郎正路らをロシア・イギリス・フランス三国使節と交渉準備をさせた史実を指している^⑦。

このように、六月二十六日發信の書簡には、直前までの世情問題が報じられているのである。

つづく「七月十一日 月並飛脚 八月十三日 岡達」は、以下の如き内容となる。

例之内、聞合ニ昨今出候者も御座候処、今度之一条公儀極秘ハ勿論之義、御直参之内、虚説申唱候者有之被召捕、頭之手へ御渡相成候由御坊主もとんと実事不相話、奥向き之事は更に不相知と申候由、其思召にて此書中御覽御聞流し可被申候、

(略)

一、七月二日ハ、御養君宰相様年始之形以、諸大名御例申上候様御触有、

一、今度、神奈川へ渡来之魯西亜使節出府登城拜礼被仰付筈御触有、

七月三日

一、魯西亜使者明四日着之御触有、

○旅宿ハ愛宕下真福寺にて、当春御存被為在候、和蘭領事官罷在候所ニ御座候、

同五日

一、英吉利国之軍艦三艘、昨四日品川沖へ入津いたし候、右は使節を差越し和親交易之条約於江戸為取替度旨申立候
ニ付、役々出張迄ニ応接之積御触有、

○七日御礼後、小舟相雇見物仕候、尤御存之三ノ台場より南之方へ壹里程間有羽田灯明堂少し手前品川元船繋場前淵と申処二三艘、いづれも半里程ツツ間を置停泊、前後ニ日本印之異船形船も式艘相見へ申候、英軍艦ハ日本出来旭日丸軍艦と同じ形に御座候、外武艘ハ雑兵船運送船ニも可有御座、日本薩州献上と同シ形ニ御座候、尤蒸氣仕懸軍艦ハ車仕懸ニ御座候、英船式十間程手前まで小舟寄せ見物仕候、彼三艘之間半里程之隔ゆへ、其間ニ小舟入不申、尤英軍艦へ近寄見物仕候、大造成拵ニ御座候、乍去旭日丸之方よりは手弱く相見へ申候、日本之船製異船ニ勝申候、委細申上度候へ共先ず文略仕候、

四日五日之処 (略・將軍不例の内容)

公方様六月二十八日頃より少し御勝被成兼候へ共、押て七月二日御大礼被為受、夕方より御不出来、三日夜以之外之御容体、当番奥医師岡樫仙院様御脚氣御微進之見立追々官医師拝診同案と申事、御容体甚御見惡敷被為在候ニ付、直々若君様御里付医師猶又諸藩医師ハ御城御徒目付迎ニ参り、召連四人罷上拝診、然ルニ御脚氣には無之と申上、直ニ遠田澄庵御藥差上、官医ハ御退け相成候由、六日夜御寒、其後ハ御寛症御平穩ニ被在候趣、

○風説諸説考合推量左、

(略)

この書簡内容は、七月二日以降の幕府の触書などのほか、羽田沖に停泊中のイギリス船を見学した詳報⁸を記し、将軍の不例に関わる情報を伝える。

この書簡の内、「風説諸説考合推量」部分には、注目すべき記事がみられる。

ここでの記事は、主として徳川斉昭の動きについて、報告されるが、その冒頭の記事を全覧する。

両三年前より、水戸老公御上首尾被成、其訳ハ専ら忠節御尽之御咄合被為在、御養君無之ては御手薄ニ付、再御縁組御進メ、其上ニも両三年内に御養君被仰出候ハハ、御宜敷など公辺御深切之御咄合有之由、さて後日ニ兼々御熟会有之砌、老公より尾州越前土州宇和島など、御寄合之節手軽く、公辺も御養君追々御定之御様子承り候、御白分ニは御三卿ハ御家族なれハ、一橋家と思召被仰付候処、いづれも御同心と被仰付候へハ、兎角立太子ハ六ヶ敷、彼是面倒なる咄合も可有之、御同心ならハ此の先きいつまでも其通申張候へば、いつ辺への御忠節とのみ御咄にて、今日の御咄合いつ迄も違変無之と、御約束御名前入之書簡出来之由、後日ニ至り候ては連判ニも可相成もの候由、都て右之御はまりゆへ、京都えも荒方関東相極居候位之御吹聴も有、又御時節柄御養君は直々御自身御政務不被為遊候ては、異国事も不安心之御時宜と被仰候故其道理ニ屈伏同心之者多、真ニ日出度長久之御咄合を相成候由、「風説諸説考合推量」の部分では、①の六月二十六日便に漏れた風聞をも記し、将軍継嗣に関わる様々な情報を盛っている。そのうちの一例を挙げると

一、近来之処、大奥向ハ水府公ハ強勢之氣質、先々御不安心、御談遣を以、紀州家へ被遊度、上様ニも御内移有之候由、執政夫を畏り、両端之御混雜にて延々之処、荒益紀州家之方ニ相極候由、

など、幕府大奥の將軍継嗣の意向が、水戸斎昭の氣質を心配して、南紀派に傾斜した模様を伝えている。このほか、紀

州家館に、忍び者が侵入したが逮捕の結果、これは尾張家から放されたものであったとの風聞などが記される。

六月二十五日、「御養君御弘メ総出仕」(將軍繼嗣公表の総登城)の記事につづいて、二十八日より上様少々御不礼押七月二日御大礼被為受、三日夜御取詰、其後ハ御手当専ら、五日夜六日之処と申事ニ御座候、西丸様ニも其以前少々御食忌被遊、御城御引取後ハ御実家付計と相成朝夕召上りものも御表仕出しハ御用ひ無之、御里付御台付製のみ上候由御座候、

メ 荒増ニて筆を止め申候、

とした上で、続けて

又

此一条打出し候初発ハ、評判突留たる事無之事ハ勿論ニ候へ共、京都飛脚差込を何か食合不宜様成行候事哉 上田執政四五日懷中に深く御収メゆへ、御養君被仰出相延候由、其内ニ内通拵有之事と申風評上田侯執政御免、其後奥御右筆組頭志賀金八郎様 彦根侯御宅ニて終夜御密話、御帰宅直ニ金八郎様自害之由、是ハ最初下夕働ハ手先ニ御働候処見込通不整破れ候ハハ、先々ケ様と見込有之故、裏切と申事ニ御座候、尤夫迄之成行委敷彦根家え御咄、其上ニも明証ハ御用御側若年寄之内、某人御用箱御取上ニ相成候得は引合明白との義ニて其通相成候由、佐倉侯ハ水戸合体無之全く異船一条京都え之被仰分にて有之候由、佐倉は先年より成行薄々御察にて、是迄異国一条御取扱彦根家へ被仰遣有之由、追々ハ御再勤と申事に御座候、御用御側虫巻川様も御自害之風評仕候、いつれに御食毒一条ハ深く御包ミに付、頭れ申す間敷奉存候、

との記事がある。

「此一条云々」の内容には、將軍繼嗣に関する朝裁奉請に上落した奥右筆志賀金八郎が、裁許状を故意に遅延、このため將軍繼嗣決定公表が大幅に延期された経緯や、これが堀田・松平忠固(上田執政)らの罷免の理由のひとつとされ

ることに関わる巷聞の一部と考えられる。

また、後に触れる將軍周辺における「御食毒」嫌疑の巷聞の記事も含まれる。

七月五日、幕府は徳川斉昭に急度慎、徳川慶恕・松平慶永らに隠居・急度慎を命じた。

これに関する書簡には、

五日夜

一、尾州・水戸老公・越前へ命令下ル、森田様より写廻と奉存候、

とあり、詳細は森田氏(後述)から届いた筈だと記す。そして続けてこの件に関して、肥後人からの情報として、以下の如く報告している。

熊本之人咄ニ思召御旨之四字ハ、辞命一ト通之事ニテ右外ニ罪状ケ条書六七尺も有之書物熊本侯越前家へ御持参相成候由、御受致すましく其罪状にてケ様と執政より御達相成候由、尤御伝済直ニ御返却と申事、とても表へ顕れ兼候事と相見へ申候、先年より之行状、御養君事異国書通等之御咎も有之との風評、一説老公ハ罪条承り度と被仰ニて、御受無之先ツ思之二字ハ御受被成、御慎ニて是非共罪状御届被仰立候由ニも承り申候、

さて、將軍家定の死去は、七月六日であったが、これは周知のように秘され、八月八日に公表された。

本史料にも、將軍の養生に関わる記事が散見するが、このころの情報源として、しばしば「湯や(屋)咄に御座候」^⑧との記事がみえる。

七月十八日の書簡は、至急便であり、八月十三日に岡表に到着した。この書信によると、

此間より愛宕下真福寺へ、逗府之魯西亜人去ル十二日登城いたし、御目見相済同日引払豆州下田へ罷帰候、尚又芝西応寺へ逗府之英吉利人、日々江戸中歩行申候、至て手軽之警固ニて見物自由ニ出来、もはや異人も珍しからぬ程のことニ御座候、ここに七月十三日夕、外国御掛り御老中宅へ、詰御席御老人ツツ御呼出御渡、

と見え、以下にアメリカ・ロシア・フランス等との通商条約調印・調印予定についての公達と勅許奏請のために間部下総守を上洛させる旨の申し渡しを伝えている。江戸市中における外国人について「異人も珍しからぬ程のこと」との報告は興味深い。

次いで八月九日(岡着二十四日)の差込便は、將軍家定の死去と葬送儀式担当役割の明細が報告され、続いて江戸市中における疫病の大流行の様子を伝えている。

尚、この書簡には岡表を六月十日に発信した江戸への「差込便」が、東海道などの豪雨と交通遮断によって、八月五日に延着した経緯を説明している。

この書簡にはさらに、「前文略」として、以下の如き内容の報告が見られる。

此表都て相変のみ、御家門方御咎之次第は、先便申上候通ニ御座候処其後水戸御隠居大立腹にて、此度之咎受候寛無之ニ付、御尋相成御返事次第にてハ一戦ニも及び可申御勢にて、江戸御屋敷御家中ハ勿論、御国とも御隠居へ一致、御当主へは更ニ取合不申、すはと云ハ乗出計之有様にて日々酒宴夕遊興に長し、此穩便成慎方無之趣、又一説ニは公儀え御恨御座候訳無之、御末家松平讃岐守様右被御出、当日御伝御出可相成処、途中より御不快と号し御出無御座候趣之処、其段は御不承知末家たる者之有間敷致方、第一ニ是ヲ討亡、事次第にテハ婦掛ニ、井伊掃部守へ押寄可申と御内存之趣共風聞御座候処、全くハ此方実説ニも御座候哉、去月二十九日讃岐守様へ水戸様御家来百五十人程、乱防御座候由之処召取ニは相成候共、手負数人即死も少々ハ有之候趣ニ御座候、右等之儀御座候故や水戸様御屋敷近辺見回り、土屋何守様ところニ被仰付御座候旨、猶又公方様崩去ハ毒殺と申風聞御座候(傍点部は朱書加筆)、前文水戸様御家中御隠居へ一致之訳ハ御代之時より、余程御仁心深被為在候故之御事ニも可有御座此一段ハ皆人感心仕居申候、(下略)

以上は、水戸徳川斉昭謹慎をめぐる動向、將軍家定死去に関わり流布する「毒殺説」など江戸市中の風聞を伝えるも

ので全体を通してかなり斉昭方に肩入れした内容になっている。同書信には、続けて、安政五年三月、江戸浅草並木丁往還木戸扉に張りだされた「落書」の全文を伝えている。この「落書」は、書簡の説明によると

安政五年三月九日夜中、浅草並木丁往還木戸扉に、右之通り継美濃紙ニ認メ張置、翌朝十日是ヲ見出シ、同町月行事新兵衛より南御月番伊沢美作守様御番所へ本を持参、御訴致し御非番石谷因幡守様御番所へハ写差上候、と経緯が説明されている。やや冗長になるが全覽しておこう。

抑、慶長年間より、昇平式百年之今ニ至まで、万民徳川家の鴻恩に浴せざるはなし、然ルに近年士風衰へ御恩深きを忘れ、就ては重き御役人を始、都て之御役々其身之権威にはこり、表に仁義を飾り内に私欲をかまへ、只安逸のみ事をするより、東照宮之御遺命ニ背、穢神国ヲ候儀をも不顧、異人ヲ御府内へ呼寄、長く留置所々見物等為致右等ハ悉く叡慮ニ不叶風聞も在之処、異人と馴合都て京師ヲ可奉討内評専ら之由、右之次第にてはいわゆる国を売之賊とも可申哉、夫のみならず御養君御取極ニ付ては、其奸計取巧、国家之安危をもかへりみず、御連枝ニ賢命之君と一般奉仰御方も被為在いまだ弁別なき御幼年之御方を御養君ニ相立、銘々権威ヲほしいままに可致、悪謀ハけんぜんたりといへども、大諸侯さへ口を禁時節となり候へは、天より征伐を下民ニ被命候事と心付候て、我々五拾六人日光へ詣て、謹て東照宮え奉捧筆筆託宣より、同志之族四千五百人ニ及、不日高田の馬場道くわん山式ヶ所ニ勢揃い致し、重き役を始其外當中之間奸人悉く討罰致し、夫より日光中禅寺え籠、諸人之困苦ヲ救ひ返す積り也、若事不成時は、五拾六人計引受其余之族えは、決て難儀を不相掛候間、報國恩度輩ハ、合図を待馳せ参り人数ニ可加候、右之趣京師え投訴致置候、猶又柳営諸役人之内ニは、北条足利之例等を申族も有之候由相聞候得共、北条は終に亡び足利と初発独立之戦ニは不得勝利、天子御戦争ニ開運致し候にて知るべし、神国之尊きを朝敵ハ亡さるハなし、徳川之御家之不忠至極、彼是以天ニ代りて征伐、時当り候間必不可疑者なり、この「落書」は、当時俄然注目を浴びたものの如く、直後に肥後にも伝えられている。

注 ① 『維新史』巻二、第四章第二節四五八ページ。

② 『維新史料綱要』巻二、同日項。

③ 同。

④ 『維新史』巻二、第四章第二節四五五ページ。石井 孝『日本開国史』。

⑤ 『維新史料綱要』。

⑥ 同。

⑦ 『維新史料綱要』。

⑧ 別信（七月十八日カ）によると、「長谷川宗右衛門、内々ニ行テ見たり」とある。

⑨ 『維新史』巻二第四章第二節四四五―四五六ページ。

⑩ 『井伊直弼』二七九ページ。

⑪ あくまで風説で、一橋派の医師などの罷免などが、憶測をよんだ。『井伊直弼』二二八ページ。

⑫ 『改訂肥後藩国事史料』第二巻。『安政雜記』等。

四、江戸事情内幕Ⅱ

江戸からの函表に提供される情報には、「月並」と「差込」の二種類があったが、二章目次に示したように、②の七月には十一日発信、八月十三日届着の「月並便」、⑩の同じ十一日発信で、八月九日届着の「差込便」、③の七月十八日発信、八月十九日届着の「差込便」、⑥七月二十五日発信、八月二十九日届着の「月並便」、及び八月九日発信、同二十四日届着の「差込便」などが見られる。

②の七月十一日発信便、③の七月十八日発信の差込便などについては、先にみたが、「月並」「差込」とで記事が重

複する場合がある。

さて、この様に岡表への書信は、七月十一日日付の「月並」「差込」の両便、同十八日の「差込便」が見られ、更に八月九日日付発信、同二十四日着信の便に続いて、七月二十五日江戸発信の「月並飛脚」が、先便より遅れて八月二十九日に着信している。

この書信の内容は、七月十二日の記事に始まり、同月二十日の記事に終わっている。

この時期は、七月四日にロシア使節プチャーチンの神奈川上陸、五日に徳川斉昭らの処罰、六日は將軍家定の死去、そして七月中にロシア・イギリス・オランダなどとの通商条約いわゆる「安政の五ヶ国修好通商条約」の締結が行なわれた。^①

七月二十五日の書簡は、こうした情勢を伝えている。以下、煩わしいが全覽する。

七月十二日 御沙汰書

一、今巳后刻、大広間へ宰相様出御、但し御疝積ニ付御名代之事、ロシア櫓西亜使御目見御奏者番披露相済て入御。^②

同十三日 風聞

一、魯人、真福寺引払下田へ罷在、其後英船へ壹艘付置外船ハ退船之由、条約並御目見済喜悅之余、右御札ニ御望之場所へ台場を築献上相願ひ候由、

一、英人ハ芝西応寺ニ旅宿極り上陸、二十五人程日々江戸中見物、尤芝浦より代り代り上陸見物、旅宿人数は二十五人程交代見物之由、

同日 外国懸り御老中より封書物秘物

亞墨利加条約之儀、先般被仰付候通云々、

○所司代酒井、七月十五日、御老中間部二十日出立之筈ニ相極候処、延引ニ相成申候、御両方とも来八月ニ入可申との評判ニ御座候、

同十七日 御触面

近々英吉利より献貢之蒸気船御受取相成ニ付、品川御台場並彼国船々ニて、空砲打放候筈之事、

○空砲ハ、献船受取渡祝砲双方ニて打候由、

○右蒸気船ハ、十八日夕受取砲声有之由、右御謝礼か又は願望か俵五万俵英吉利へ持込候由、石炭か米か不知、

(日英通商条約締結、)

○献船ハ先ツ六十間位、外回り銅張チャン流し、欄干黒金具琉金極症之由、内張天鷲賊葵御紋織出し之品之由、ハッテイラ四艘青色之由、

同二十日 御触面

今般、英吉利より使節差越条約取り結之儀申立候に付き、再応心接之上願意之趣取縮、アメリカの振合を以飯条約為御取替相成、昨十九日退船いたし候、

○英人国書持参不致無御目見献酬有のみとぞ、此上国書使節を以御附答可申上旨申候事、

○今度条約は、長崎箱館神奈川新潟兵庫、右五ヶ所商館を建度旨、此方ニては奉行を置候旨、尤下田港止メ、

○異国之事情御疑可有之、奉行御差向被下旨アメリカ人相願候由、此方よりも可被遣御模様ニて、岩瀬肥後守堀織部正御徒目付四人御小人目付拾人被遣候由、来年四月中ニ送り戻し可申候ニ付、被遣候御模様之由、付添又もの心有之者は不望、其訳ハ先元之行状次第又ハ後患之為、生涯取籠置ニも可相成と風聞仕候右之通ニて、異国船之事ハ荒増片付候、

一、公辺之御模様先ツ其後御沙汰筋無御座候、御弘メハ八月十日頃ニも可有御座評判、一説ニは九月末、いつれニも御幼主様御十三二付、御後見田安様並重事御相談將軍家齊公御子阿州侯、急御出府可相成、尚又右御兄弟津山中将松平確堂君清水明き御殿へ御逗留、日々御登城ニも可相成など風聞、いつれ御幼主様何か御補佐御出来之上、御弘メと相見へ申す候、

七月十一日 書上 (内藤豊後守城主格被仰付こと省略)

以上の記事の内、七月十二日・十三日の記事は、七月十一日発信の記事と重複している。

十七日の「英吉利より献貢之蒸気船云々」とは、イギリス使節エルギンが伴ってきた蒸気快遊船「エムペラー号」(のち日本名蟠龍丸と命名)の贈呈儀式を指すものである。

この便では、ロシア・イギリス等の通商条約調印と下田退去の様子を報告し、日米条約以降、日本側の長崎以下五港の開港について触れているが、便中「異国之事情御疑可有之……」の記事は、七月十九日、幕府は、米国領事ハリスに日米条約本書交換のため、使節を米国に派遣すべく、便船の斡旋を依頼した事情をさしているものと考えられる。

ここで注目されるのは、項文末に見られる「右之通ニて、異国船之事ハ荒増片付候」と云う感觸の吐露であろう。嘉永六年のペリー来航以来、和親条約の調印、ハリスの来日と日米修好通商条約の調印、そしてこれを期に、ロシア・イギリス等との条約調印をめぐる国内での様々な確執のなかで、調印を終え、異国船の退去に一応の安堵の念を抱いた、当事者の気持ちを代弁するものである。

⑩の七月十一日発信、八月九日到着の「差込便」は、七月五日の徳川斉昭の謹慎、徳川慶恕・松平慶永らの隠居謹慎の詳報を伝えるものである。この便では、各処罰の内容と相続者などについて伝ええる。周知のように將軍家定の死去は六日、喪は秘され、八月八日に発表された。記事によると、斉昭らの処罰と同時に、若年寄本郷丹後守(泰固)・御側衆石川土佐守(政平)、將軍奥医師岡櫟仙とその子息岡良節が罷免されたがその様子も伝えてい

さて、八月四日江戸発信、同二十七日岡到着の「差込便」は、

安政五戊午八月四日 御使簡役より書簡 同廿七日夜達ス

と記され、この書簡が、在江戸の「御使簡役」の発信であることがわかる。この書簡内容は、四項から成るが、冒頭に上様（將軍家定）の不例について述べ、

誠に公辺先頃より御混雜被為在、其上右御不例何共奉恐入候次第二御座候、御発来ル八日と専ら風聞仕候、右二付ては追々御回状等參可申、左候へば度々差込飛脚を以、申上候事と被存候、とあり、以下、江戸市中の洪水の様子について報告する。

続いて八月九日、在江戸の森田綱右衛門発信の差込が、伊藤貞介宛に二十四日に到達している。この書簡には、江戸における流行病による岡藩出仕者・その家族の罹病情況について述べたあと、八日に公表された將軍死去の「御沙汰書」を伝える。

注 ① 『維新史料綱要』巻二。

② 『維新史料綱要』巻三、十四ページ。「名代」は徳川慶福、家定は、既に死去。

③ 同 同 二十ページ。

④ 同 同十八日条。

⑤ 英国のエルジンは、ハリスと異なり、「国書」を携帯していない。

⑥ 米国との本条約締結為、国使派遣のため、ハリスに便船幹旋の依頼を指すらしい。

⑦ ⑤に同じ。

⑧ 本郷丹後守・石川土佐守らの処罰は、將軍死去の「毒殺説」と関係あると解釈するとしての世上風聞をつたえたものらしい。『井伊直弼』二二八ページ。

五、結 語

先稿では、「幕末期の江戸・京都事情」の中、京都情報をめぐって検討し、本稿では、江戸に関わる詳報を中心に述べたが、紙数の関係から、注目される部分のみとなり、やや垣間見のな所見に終わった。これらを内容的に見る時、公儀からすでに公表された事項の伝達が多く、特に秘されるべき事項の遺漏と云えるものはさして多くはない。

しかし、発信者の推測・憶測・感觸の域を出ないまでも、江戸における様々な情報が、かくも多量に伝達されている事実には驚かされるものである。

このような情報が、いかなるソースを以て得られ、その伝達のルートについては先稿では、京都における事例を検討してみた。

江戸情報の岡表への伝達経路については、必ずしも鮮明ではないが、書信の遞送方法として、しばしば触れたように、「月並便」と「差込便」とがあった。

岡藩の国元から江戸への通信は、平常、月三度の定期便が設定されており、至急便は当然例外であった。^①今、本史料に登場する書簡の発信・到着日付を一覧すると、次表の如くである。

発信月日	着信月日	便別	備考
六月二十五日	八月二日		
七月十一日	八月十五日	月並	
七月十一日	八月九日	差込	
七月十八日	八月十九日	差込	

七月二十五日	八月二十九日	月並	江戸森田発、伊藤貞介へ
八月四日	八月二十四日	(差込)	江戸御使簡発
八月九日	八月二十四日	差込	江戸記録方発

これによると、月並み便で一月余、差込で二十日余を要している。

このほか、断片的な記事によると、八月十日・同十一日・同十六日などに江戸を発信した書簡のあったことが知られる。

さて、この江戸情報の中にも、幕閣を中心とした政治動向のほかに、当時の時流に乗っていたと考えられる「落書」「落首」や戯作の類が伝えられている。

すなわち、目次に示した⑩の類である。

これは、「安政五年戊午 見立いろは短歌」^⑩に類似するものや、「白骨の御文章」^⑪などである。ここに「安政五戊午 口上」^⑫を引用しよう。

口上

御罪中様益不機嫌ニ御座候得共、弥御威亨(御以光) 御尤至極奉存候、就ては(然は) 私見世(勢) 之儀(は)、以御為(筋) 日増ニ難渋仕難計、死合ニ奉頓死候、然(怒) 処此度私儀、掃部宿より山の手辺え隠居被為候ニ付、岡ニ新工夫被致、武士画死(加死) 類東条菓子類相初メ、御毒用向専一ニ仕掛、毒念入奉差上候間(間ナシ)、何卒御すいきニ思召し、小用向被仰詰可被下候、極毒御遣方(御毒医様より) 猶又御吟味衆も風聴(宜吹聴) 奉願上候、以上、() 内は『安政雜記』の記述。

との口上に続けて、菓子の名・値段を列記している。

その名称と値段は、たとえば

秘法・親玉おろし 折詰五十九匁より

気性が阿らし 十三三付 西

家老・水戸切団子

巻添・伊賀餅

三家・から美餅

上意・まつかけ

国主・尻もち

名君・掃部ざうに

などが見え、本舗所在地は「本郷小石川土佐死ばち」、店舗名を「水戸谷丹後」と記す。『安政雜記』には、菓子名として「志ぬこ餅、三ばい 毒重死文」などが見える。「志ぬこ餅」は「死ぬこ餅」の意、「毒重死文」は「六十四文」のじやれであろう。

先稿で述べた京都事情においても、多くの「落書」や戯作が報告されているが、こうした史料は、絶妙な時事風刺であったものと考えられるが、こうした時事情報が受け入れられる社会的背景も考慮されなければならない。⁸⁾

さて、以上概観したように、幕末期の江戸の諸情報が、さまざまの形で岡に伝達されているが、その内容には、江戸において幕府から公表される「触達」をはじめ、世上の風聞まで伝達されている。

この場合、岡表への若干の発信者の特定は別として、多くの場合、ソースを明らかにし得ない。書信中にはしばしば「風聞」「風説諸説考合推量」「湯やにての咄」などと形容されるものもある。

また、「此書中御覽御聞流シ可被申」・「此条ハ、天下大事被存候間、真誠之儀尋糺候ハハ、速ニ可申上候」(七月十八日書簡)などの表現は、発信者が情報内容にやや自信を欠いていることを意味し、書簡のなかには続便で前信の補足を

行なう事例が少なくない。

江戸における発信者については、二三の事例として、「江戸御使簡役」「江戸御記録方」「記録方求状」などの明記と、「森田総右衛門」から「伊藤貞介」への個人名を示す一便の事例が見られる。

この内、森田総右衛門は、百二十石の「定府」役人、当時岡藩の「定府役」は、五百石の小泉勝司をはじめ、長谷川左伸ほか約五十人を数えた。⁶⁶この森田の名は、書簡中にはしばしば登場し、江戸表の書記役であったものと考えられる。これらの具体例は、本「幕末期の江戸・京都情報」の後半の浄書部分に見られるところであり、多分は、この中央情報発信は、ここに明記される在江戸の藩公設機関から発せられたものと考えられるが、まだ確証には至らず、今後の課題となる。

書簡中の一つに、「定府」の長谷川宗太郎が、品川沖に停泊中のイギリス船を「内々行テ見たり」として、その情況を国元の古田右馬允に文通したとの記事も見え、その情況を本史料も収録しており、岡への情報には、各種の手段が取られたことも知られる。⁶⁷

幕末期の中央情報、かくも地方において関心もたれるのは、二云わずもがな將軍継嗣・外交問題などを中心に、不安定に推移する幕政に対するいわゆる「危機意識」に起因している。⁶⁸

豊後岡藩の当期藩主は、伊勢藤室家から養子に入った久昭、その先代久教も養子で、彼は、彦根藩井伊直中の三男であり、当期幕府大老井伊直弼とは、義理の伯父・甥の関係にあり、久教・久昭ともに中央政局に対して、かなり神経質にならざるをえなかった。

久昭が藩主就任早々に、いわゆる「改革派」の排除を図ったことは、既に触れたとおりである。

以上、やや雑駁な記述になったが、安政五年における江戸情報の伝達情況について眺めた。

今後は、こうした江戸・京都情報に、国元岡藩側がいかに対応するかが、問題になるのである。

注
① 「御覧帳細注」。

② 『内閣文庫所蔵史籍叢刊』所収「安政雜記」二二二九ページ「見立いろは短歌」。

③ いわゆる「御文章」の改作。

④②と同じ二四八ページ所載「安政五戊午 口上」とほぼ同じ。

⑤ 伊藤樵溪の師匠角田九華は、「愚息軒」とも号し、狂歌を得意とした。江戸や京都市中の世情のなか、落首や戯作の類が多く岡表に運送される理由のひとつかも知れない。

⑥ 「岡藩士禄高表」。この「定府」家臣のなかで、安政五年に流行する疫病で死者を出した者の個人名が報告されている。

⑦ 「亜人渡来記」二(竹田市立図書館所蔵)の記事の一例に、

I 些細川家本牧御固日記並神足少助書簡且評判書等ハ、阿蘇大宮司惟治ヨリ小河弥治衛門一敏へ内見ニ差越有之、尤写取ノ義ハ堅断ノ由ナガラ、竊ニ写テ温故堂ニ秘蔵ス、嘉永六年癸丑秋九月、以温故堂蔵本写之、

其二十三日 樵 識

II 嘉永七甲寅四月五日、熊本藩士横田真龍ノ本ヲ以写畢、追馬喚犬人

其年五月四日 借追馬喚犬人蔵本写之、伊藤樵溪

(傍点著者) など、情報のソースを伺わせるものがある。うちIの「温故堂」とは、古田家の雅号と考えられる。

⑧ 田中彰『幕末維新史の研究』第二章、五「時代の危機」として」参照。